

広島県告示第八百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年八月九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年七月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道津之郷山守線	福山市駅家町大字今岡五〇八番一地从先から福山市駅家町大字今岡四九四番一地从先まで	平成十九年七月二十七日